佐倉市
男女平等参画基本計画

【第３期】

～だれもが輝くまち　佐倉～

千葉県佐倉市

は じ め に

今日、私たちを取り巻く社会環境は、他国に類を見ない速さで進む少子・高齢化、ますます複雑化する産業や就業構造、情報技術の進展といったように、さまざまな分野で急速な変貌を遂げています。

また、家族形態や地域社会も変化し、人々の価値観、ライフスタイルも多様化しています。こうした中、市民一人ひとりが、性別にかかわらず、個人として尊重され、自らの個性と能力を十分に発揮することのできる「男女平等参画社会」を実現することの重要性が、これまで以上に高まっていると考えております。

これまで佐倉市では、平成 16 年に「佐倉市男女平等参画基本計画【第 2 期】」(平成 16～20 年度)を策定し、市民の皆様や事業者、関係機関とともに計画の着実な推進を図ってまいりました。この間、男女雇用機会均等法の改正をはじめ、関係法令の整備も進み、労働環境の改善や市民の男女平等参画意識の醸成も、ある程度進んでまいりました。しかしながら、男女が仕事を持ちながらも、共に協力して家事や子育て、介護などに参画できるワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進、女性に対するあらゆる暴力の根絶など、解決していかなければならない課題は多く残っております。

そこで、これまでの市の取り組みへの評価や課題を踏まえ、社会経済環境の変化や新たな問題に対応し、男女平等参画施策をより一層推進していくため、本年度、「佐倉市男女平等参画基本計画【第3期】」(平成21年度～30年度)を策定いたしました。この計画は、配偶者等に対する暴力の根絶を目指し、DV 防止基本計画としても位置付けております。

本計画の推進に真摯に努めてまいる所存でございますが、計画を実効性のあるものとするため、今後とも市民の皆様、事業者並びに関係各機関各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画を策定するにあたり、ご尽力をいただきました佐倉市男女平等参画審議会委員の方々、市民意識調査をはじめ、これまで貴重なご意見をお寄せいただいた市民の皆様に心からお礼を申し上げます。

平成21年5月

佐 倉 市 長　蕨　和 雄

目　次

第１章　計画の基本的な考え方

１．計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
２．前計画からの主な変更点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
３．計画の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
４．計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
５．計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

第２章　計画の内容

Ⅰ．人権の尊重・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
　Ａ　人権侵害のない社会づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
　Ｂ　性差によるあらゆる暴力の根絶・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
　Ｃ　男女平等の意識づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
　Ｄ　男女平等の視点に立った教育・学習の推進・・・・・・・・・・・・１７

Ⅱ．ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進・・・・・・・１９
　Ｅ　職場における男女平等参画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
　Ｆ　家庭における男女平等参画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３

Ⅲ．あらゆる場への男女平等参画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・２７
　Ｇ　意思決定過程における男女平等参画・・・・・・・・・・・・・・・２７
　Ｈ　地域活動への男女平等参画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１

Ⅳ．安心して暮らせるまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３
　Ｉ　生涯にわたる心と体の健康づくり・・・・・・・・・・・・・・・・３３
　Ｊ　安心・安全な社会環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５

Ⅴ．推進体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９
　Ｋ　庁内推進体制の構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９
　Ｌ　国・県・関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４２

≪ 資　料 ≫

佐倉市男女平等参画審議会委員
佐倉市男女平等参画基本計画【第３期】検討部会委員名簿・・・・・・・・・４３
佐倉市男女平等参画基本計画【第３期】素案
佐倉市男女平等参画審議会策定作業経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・４４
男女平等参画社会づくりの歩み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４５
部・課別　具体的取り組み数一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４７
男女共同参画社会基本法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４９
佐倉市男女平等参画推進条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５２
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律・・・・・・・・・・５５
用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６２

【市民意識調査報告書からの引用図表一覧】

・男女平等参画社会づくり推進のために期待する施策・・・・・　３
・ドメスティック・バイオレンスの経験・・・・・・・・・・・１１
・女性の人権が侵害されていると感じること・・・・・・・・・１２
・各分野における男女平等感・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
・男女平等な社会にするために今後必要なこと・・・・・・・・・１６
・仕事と育児を両立するために必要な条件・・・・・・・・・・・２２
・子育てを支援するために重要なこと・・・・・・・・・・・・・２６
・「ポジティブ・アクション」に対する賛否・・・・・・・・・・・２９
・議会・委員会等に占める女性の数についての意識・・・・・・３０
・議会・委員会等への女性の参画が少ない原因・・・・・・・・・３０
・理想の子どもの数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５
・実際の子どもの数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６
・出生率が低下している原因・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７